

研究ノート

杉田定一の一側面（三）

池内 啓*

本稿は杉田定一が2度目の妻鈴との結婚後、明治26年（1893）1月父仙十郎を失うまでの、彼の公私にわたる生活のはざまに横たわる側面を、杉田定一関係文書¹⁾に残されている親子、夫婦間に交わされた書簡を中心に考察し、またあわせてそれらの書簡を紹介することを意図するものである。

さて、明治17年（1884）7月13日に彼は三重県士族藤田龍蔵の次女鈴と東京に於いて華燭の典を挙げた。従来このことの経緯については詳らかでない面があり、彼の自伝とも云うべき『杉田鷄山翁』²⁾にも彼が1ヶ月有余の新婚早々新妻と袂を分ち、清国に出発したことを一つの美談として叙するのみで、結婚までの経緯については何ら述べておらず、定かではない。勿論それらのことを今日明らかにすることは不可能であり、彼自身に聞くしか手立てのないことであろう。ただ現在『杉田文書』のなかにことの成行きを若干伝えるものとして、父仙十郎が定一に宛てた婚姻承諾を内容とする明治17年6月16日付の書簡控、ならびに栗原亮一に宛てた、彼がこの婚姻に果たした種々の中立ちの労を謝した書簡控³⁾が残されている。同控はそれぞれ一部が汚染し、解読不能の箇所があるが下のごときものである。

史料1 明治17年6月16日付 定一宛 仙十郎書簡控（『杉田文書』033-064）

自分儀無事帰宅致候、六月五日書留、同七日栗原氏共三通之書面、昨十五日着書□状之趣委曲承知致候、扱ハ□件之素志万事都合宜敷由、欽悦之至ニ存候、又結婚之事ニ付、栗原氏ヨリモ縁女□心術□ニ履歴等ヲ明記シテ尋問有之□ニ於テモ好縁ト存シ在候ニ付、親戚迎モ別ニ協議スヘキ人モナク、唯杉本叔父・春日慶心兩人のミ、余人ハ却而障碍之端ヲ開候故、右兩人へも後日相嘶申候心算ニ候、然シ其表之儀ハ□方ニ而者万事不案内ナレハ、栗原君等篤実朋友ニ熟談ノ上、兎モ角後悔ナキ様精□注意ノ上速ニ結婚成 頓 □成候様致度候、右回答迄、後便ニ議ル

六月十六日

父

杉田定一殿

（傍点筆者）

史料2 明治17年6月16日付 栗原亮一宛 杉田仙十郎書簡控（『杉田文書』033-064）

花翰拜閱梅雨之時□愈御清適奉親賀候、□者豚兄定一儀結婚ノ儀ニ付、縷々御配慮相成奉遥謝候、然ニ元来遠隔之地方□人質身分履歴等ハ曾テ存□不申、只尊翰信スルノミニ候へ共、夫是都合宜敷存知仕候ニ付、今回之儀者尊命ニ一任仕候間、宜敷御取斗被成下度、御回答旁御依頼申上候也、頓首

（ママ）
明治拾七稔六月拾六日

杉田仙十郎

* 福井大学名誉教授、元福井県史近現代史部会長

栗原亮一様

これらの書簡控によって、杉田の采風社・集思社時代以来生涯の政友であった栗原亮一が他方同県人である関係から何らかの交誼のあった藤田家の間に立って種々取りはからったものであることが分かる。そしてまた杉田をめぐる在京の政友たちによっても種々画策されたのでなかろうか。例えば明治17年（1884）の2月27日に杉田が、そしてその翌日の28日に藤田四郎が植木枝盛を訪ねていることが彼の日記⁴⁾に記載されているが、この両人が引続いて訪ねていることは、おそらく杉田の結婚話についての何らかの相談がなされたものと想像出来ないだろうか。

さて、今日これらの書簡控を一読する時、父仙十郎の胸裏に息子定一の新生活に対する期待とともにまた一抹の不安と、そしてやや不満のごときものの流れていることを思わせるものがある。なおまた、この明治17年（1884）当時、定一のこれまでの政治活動の支援に伴う出費、また松方デフレの影響、さらに仙十郎自身の病氣治療のための出費などによる杉田家の財政状況はかなりの悪化の様相を迎えていた。おそらく定一の不在中に彼に宛てた明治（17）年9月13日の日付のものと思われる書簡控⁵⁾が残されているが、それには杉田家の家運の衰退をかこち、親戚間の財産上の紛糾を憤り、自分自身の老衰を嘆き、たよりとなるものは一家6人、それも娘とらと次男謙彬はあてにはならず、たのむは定一夫婦のみといった繰言が綿々とつづられている。

一方杉田にとっては、この結婚が彼自身の中央における政治活動のための生活拠点の必要を満たすものであったことも想像され、以後様々の生活面で藤田家の面倒を受けることになる。また鈴は明治15年（1882）7月、東京女子師範学校（現在のお茶の水女子大学）を卒業後東京で小学校の教員をしていたものと思われる。杉田が後に清国行の途次「寄内」と題した詩の末尾に「君磨學術吾経歴。俱博人間第一名。」と詠じたことと符合し、杉田が鈴の才学に期待すること大であったことが想像出来る。鈴はおそらく定一の留守中も東京の藤田宅にあって教師生活を続けたのであろう⁶⁾。

かくて、杉田は結婚早々明治17年（1884）8月30日東京を出発、清国に旅立つことになった。おそらくこの清国行は彼の結婚以前に既に計画されていたものであろう。それはこの行の目的が当時展開されていた清仏間の紛争下における同国の事情調査とまた明治17年8月7日開校し、彼も設立主唱者の一人として名を連ねた東洋学館⁷⁾の視察であったことから想像出来る。清国行の行程は彼の書き残した「游清雑唫」⁸⁾によれば、9月8日上海着後上海、北京の両都市にそれぞれ20日間前後滞在し、所用を達すると同時に名所旧跡を訪ね、その他の日程は両都市間の移動ならびに移動間の諸見分に費し、11月4日⁹⁾に約2ヶ月の旅を終え帰国しているのである。ここで『鶉山翁』の591頁にある「明治十八年（乙酉）十月、支那より帰朝した鶉山」云々は誤りであることを附記しておきたい。また従来杉田に関する拙稿においても同記述を安易に転用して来たことをもあらためてここで訂正しておきたい。

そして一たん帰郷した杉田はその年の12月に上京、東京での鈴との新婚生活を更めて始めることになった。このこともやはり残されている下記の旅行届によって明らかであろう。

史料3 旅行御届（『杉田文書』033-026-004）

福井県坂井郡波寄村壺番地 平民 農 杉田定一 三十三年

私儀今般大坂東京表へ旅行仕候ニ付此段御届申上候也

明治十七年十二月十四日

右 杉田定一 印

かくて東京本郷区田町廿二番地に新居をかまえることになったのである。

現在福井県文書館所蔵の杉田文書（池内啓収集（杉田家旧蔵）文書）のなかに「末広ニ管スル東洋学館書類」と表記された一袋の文書がある。その内容は新居をかまえたばかりの彼に明治18年（1885）の新春早々から3月の初め頃までの間にかけて当時東洋学館の館長であり、朝野新聞の主筆であった末広から学館再建のため彼に館長交替を求めるための種々なる交渉の行われた内容の書簡4通と当時館長代理であった宇都宮平一の上海よりの杉田と末広との間に合意を得た杉田の再建協力を期待し、その当時の学館の経営事情とまた再建手法との報告を内容とする長文の明治18年3月4日付の杉田宛書簡が主たるものである¹⁰⁾。しかし彼は清国行からの帰国後、郷宅における親戚間の紛糾にわずらわされ、杉田家の財政状況の凋落を垣間見、また父仙十郎の老衰に心を痛め、また他方自由党離党後の政情に悶々たる思いをめぐらしていたと思われる。そして更めての新婚生活のなかで清国行での一つの宿題であったと考えられる東洋学館の再建のための末広との館長交替の接渉にのぞんでいたであろう。しかし結局は自らの体調不安ならびに経済的展望の望めぬなか、彼自身の当時の政情に対する焦燥感などをともなって末広との交渉もうやむやのうちに不調に終り、彼の館長就任は実現せず、更にまた学館自体もその数ヶ月後経営不振のため閉館の余儀なきに至ったのである。当時の彼の心境をある程度物語るものとして明治18年3月10日付の父仙十郎に宛てた彼の書簡が残っている¹¹⁾。

先に述べたごとく彼が清国から帰国した時期の一家斜陽の状況、親族間の悶着など杉田家を取りまく当時の環境は定一にしばしば帰郷を促すことになっていた。そしてまた東洋学館をめぐる彼の政治的立場にも一つの影が横たわっていたやにも思われた。更にまた異母弟との金銭問題が後年の紛糾（所謂杉田事件）を予測せしめるごとく徐々に発生しつつあることをも思わせるものがあつた。しかしおそらくこの間に清国行での見聞を「遊清余感」にまとめ、これまでの彼の対アジア観に結末をつけることになった。そして一応4月末頃に父よりの要請通りに帰郷したようである。このことは次に引用する明治18年（1885）5月27日付の定一宛の鈴の書簡が物語っている。

史料4 明治18年5月27日付 定一宛 鈴書簡（『杉田文書』033-023）

謹言、兎角不順之候、郷益々御壮健ニ候や、一昨廿五日附狀最早御落掌に候や、今朝又候福井父上の御許へ一通差上置候、分襟以来一ヶ月に垂んとす、爾後妾常ニ不快気、然れ共去ル十九日附父上よりの狀廿三日披見、依而廿四日病をたすけ小関氏を訪ひ候処、日暮より頭痛致し廿五、六の両日ハ少々熱發し候故、今に廿七日ハ尾氏^{（ママ）}を招介候処、只今后六時過御廻診被成下候処少々風邪もあるなれ共懷妊によりて脈高ぶり居との事故、左様候へバ妾も大ニ安堵、郷も亦幸ひに御放慮を乞ふ、又其節七月時分に旅行致して可なるかを尋問候処可なりとの答故、七月ニハ是非――御出京なりて共に帰国致度呉々も待上居候、孟子も曰へる如く戦国ならば或ハ夫婦離散する事もあらん夫さへ妾ハ離散を不可となす、即夫出陣すれば妾も亦扶助のため出陣せんと欲す、然るに今やまして戦国に非ず、乱国とはいへども夫婦相離散するの時に非ず、都鄙皆痒序の設あり、依而郷里ニ歸り勉勵せん事を、君若し七月ニ出京せずんハ妾一人にても出立せん、詩曰刑于寡妻。至于兄弟。以御于家邦ト、郷常ニいへらく木曾氏ノ巴御前ニ於ケル西郷氏ノ愛妾ニ於ル英雄豪傑の情親ヲ親むの心を挙げ能く是を四海ニ保すと、宜なる哉、妾近頃ハ最も茲に感ずる所あり、又近頃ガリバルシの伝を読ミしに、天性寛宏正直の人なればこそ自由の理

を主唱し遂ニよく其志を遂ぐる事を得、然りと雖トモ其身遠地ニ流滴せられ或ハ捕られ其危艱千歳の下志ある者をして酸鼻せしむ、併し妾男子を挙てハガリバルジの如く志気を養成せんと欲す、若し女子ならバ何人の右に出させん、君幸ひに御熟考あれ○嘗而郷より承りし故橋本左内氏の一大石碑を建設さるゝ由発起人旧同藩出身の堤、青木、加藤斌の諸氏なりといふ事去ル廿四日の新聞に出たり、此事郷定めて御承知ならん、而して少々伝あり、曰く越前福井ノ旧藩士故橋本左内氏ハ旧幕の末年藩主の命ニ依り窃ニ京都へ登り一橋公を將軍の跡目に立ル事を謀りしが、忽地露顯して江戸へ下され伝馬町の囚獄において梅田、頼の諸氏と共に斬罪に処せられ武蔵野の露と消たるハ、安政六年ひつじの十月七日時に廿六歳なるが、今回其忠魂義魄を慰せんとして一大石碑を建設さるゝ也と、嗚呼此設たるや誠忠義烈を千歳ニ顯し後世の英雄豪傑をして奮発心を興起せしむる一大美事、妾大ニ賛成へ、余ハ後便乱筆多罪

早々 頓首百拝

五月廿七日后七時認

良人様 御膝下へ

この書簡の文面を見るかぎり、あらためて新婚生活が再度中断された所謂閨怨の情が綿々とうかがわれると同時に、身重の体調不順をそれとなく夫に訴え单身帰郷となったことをなじっているのがあった。また新婚早々の若き所謂才媛の様相が歴々とうかがわれるものがあり、主人を卿と呼ばわるなどやや才気に走りすぎた面など新婚早々の杉田夫婦の有様とまた20歳そこそこの若き才媛のありし日を物語るものがあり興味なしとしない。しかし彼女の女としての円熟成長を徐々に加えて行くことは以下時期を追っても、書かれた書簡の内容ならびに文体そのものが物語ってくれるであろう。また文面にあるごとく彼ら夫婦と藤田家との間で何らかの折衝の結果この年の夏頃に夫婦で帰郷し、鈴のはじめての舅仙十郎とのお目見えが予定されていたようである。このことはまた次に引用する仙十郎宛藤田親子の書簡が物語っている。しかし結局は2人一緒に帰郷といった風には行かず、鈴は身重の体をかかえて、義兄につきそわれたと云うものの单身お目見えに帰郷したのであった。

史料5 明治18年8月9日付 杉田仙十郎宛 藤田親子書簡（『杉田文書』044-145-003-001）

拝啓仕候、未タ拝眉ヲ得ス候得共以手紙申上候、時下暑気甚敷候処御家内様御揃益御安全之程奉賀候、先般鈴事不思議之御縁纒り婚儀目出度祝納候、爾来御親知之程御礼申上候、御賢息定一樣ニハ兼テ才学共ニ御備り相成欣慕之至候、鈴事ハ天性愚鈍之者加之家庭其宜ヲ得ス候間何事モ不行届之段御覚悟被成下、幸ニ御教訓相仰候様致度今般御地へ罷出拝謁ヲ相遂度トノ事ニテ、親類井上栄次郎付添今九日発途為致候間、到着之上此状拝呈為致候、実ハ疾クモ御伺可申上之処拝顔前手紙差上候テハ如何ト猶予致居、今日迄遷延相成候段御察恕被成下度、猶当地之情況ハ鈴并井上ヨリ委曲可申上存候、末筆乍憚御総客様へ宜敷御伝声被成下度奉希候、先ハ右申上度候 頓首再拝

明治十八年八月九日

同 四郎

同 九二

藤田龍蔵

杉田仙十郎殿

そしてなお上書簡にそえて、「親類書」なるものがそえられていたのである¹²⁾。

今上の書簡を読むかぎり鈴との結婚が藤田家側の主導のもとで行われたことが垣間見えようか。また前述したごとく自らが要請したものであったとしても親類書からうかがわれる藤田一家のまとまっ

た家族環境と自らのそれとを比較して暗たんたる思いをかこつことになったのではなかろうか。仙十郎にとって定一夫婦に対する依頼感が以後次第に高まって行く様相が予想されるのである。

かくてしばらく波寄での彼ら夫婦の生活が続けられることになった。そして定一は郷宅における戸主としての役目を若干とも果すことが出来たようである。そしてこの間の12月にはじめての子供を得たのであり、その娘の名を和と命名した。おそらくしばらくの安らかな夫婦生活を営み得た彼の心情を物語っていたものと思われる。明治18年（1885）の後半から明治19年夏の渡欧するまでの間定一の政情に関する動静を伝えるべき史料は今のところ見当らない。おそらくこのしばしの間の鈴と和との親子3人の平穏な生活は定一自身にとっても特異な日時であったことであろう。しかし他方波寄での生活のなかで明治19年の新春を迎えた定一の心底には新しい彼自身の政治活動の場を種々思い巡らすものがあつたこともまた否定出来ない。それは当然来るべき国会開設後の政情のなかでの彼自身の姿であつたことであろう。またこれまでの政歴に一応の決着をつけ、新しい政歴への第一歩を踏み出すための方策であつたろう。その一種の方向転換のための方策が己自身の目で欧米先進国の政情を視察すべく欧米への遊学の旅であつたのである。彼が欧米旅行へ出発するに際して詠じた次の詩はこの辺の事情をよく物語っていようか。

史料6（「文書館」A0174-00054）

光陰倏忽暗中移	光陰 ^{シュウコツ} 倏忽ニシテ暗中二移ル
男子功名少壮時	男子ノ功名タルヤ少壮ノ時
平昔同盟皆四散	平昔ノ同盟皆四散シ
如今海内奈流離	如今 ^{ジョコン} 海内流離ヲイカンセン
落花狼籍送黄鳥	落花狼籍 ^{ウグイス} 黄鳥ヲ送り
細雨空濛迎子規	細雨空濛 ^{はととぎす} 子規ヲ迎フ
咄々不勝脾肉歎	咄々脾肉ノ歎ニ勝エズ
長風破浪好探奇	長風破浪好 ^ナ デ奇ヲ探ラン

「平昔同盟皆四散 如今海内奈流離」という詩句に当時彼の置かれた状況がまた彼の心境がひしひしとうかがえようか。おそらく明治19年（1886）初頭から彼は欧米行のための物心両面の準備に費したと思われる。かくて波寄に鈴と生後半年ばかりの娘を残して明治19年6月福井を出発、7月欧米への旅に向つたのである。更にまた当時の彼の心境の一端を物語るものとして渡欧米出発の寸前の7月19日郷党宛の彼の書簡ならびに出発の日の7月22日朝にしたためた父仙十郎宛の2通の書簡を下にあげておこう。

史料7 明治19年7月19日付 川端伊左衛門・杉田市之介宛 杉田定一書簡

（『杉田文書』028-137-013）

拜啓、酷暑之候益御清康奉敬賀候、当地ハ近年稀ナル酷熱ニ而寒暖計九十四度ニ昇リ、且又不景氣之感じハ地方ニ比スレバ余程薄ク相見へ候 却説過般ハ火急出京不得拜眉遺憾之至リニ奉存候、扱又小子這般重墨利加国へ漫遊仕候、就而ハ留守中兼而御委託イタシ有之租税諸掛上納ハ無論其他家事向之处宜敷御配慮、一家永続いたす様呉々モ奉願上候、出発ニ臨ミ取急ギ乱文御容赦被下度候、余ハ他日無事ニ而御面会且御自愛是祈

匆々不具

七月十九日 定一拝具

川端伊左衛門様

杉田市之介様

再啓乍憚御全家御一統様へ宜敷御伝言奉祈候

史料8 明治19年7月22日付 仙十郎宛 定一書簡（『杉田文書』004-147-012）

謹啓、益御清康奉敬賀候、小子無事罷在候間御降慮被下度候、東京ハ近年稀ナル烈暑ニ而寒暖計九十四度ニ昇リ候、不景氣ハ地方ニ比スレバ余程薄ク格別ノ義有之候 陳バ小子是迄西走東奔千辛万苦社会之事ニ参シ候モ近来之不景氣ニ遭遇シ万事宜ノ如クナラズ、昨年以來空ク故郷ニ閑居仕居候次第、斯ケテ日月ヲ送り候而ハ多年ノ苦辛モ水泡トナルベキニ付這般米国行思立候、夫故大人ニモ御老体御膝下ニ在リ侍養ヲ尽ス筈ナレトモ、是又身ヲ立テ道ヲ行ナヒ聊サ、カ孝ヲ致スノ微意ニ而、不景氣ノ至難ヲ顧リミズ洋行仕候次第ニ而小子心中御洞察被下度候○堀割工事一件ハ土木局長ニ向ヒ充分ニ申述置候、併シ唯^(ママ)タ管係村ト県会トノ奮発ト及ビ県会ノ助成ニ在ルカ大人充分御誘掖相成度候○聖像取戻之事ハ松平家々令竹田正規ニ相談ジ候処、右ハ藩ヨリ県へ引渡シ目下公有物故へ松平家ニ於テ私ニ之ヲ相渡す権利ナク、然シナガラ内意ヲ以テ萩原縫石黒県令ニ本人ニ相戻シ可然ルカヲ懸合フトノ事ナリ○二十三年国会之節ニハ充分尽力之目途ニ有之候、併シ財産ナケレバ見込達難キニ付一家永続子孫長久イタス様奉祈候、出発ニ臨ミ取急ギ書意ヲ尽ス能ハズ、唯ダ願フ他日無事ニ而御面会イタシ候事ヲ、余ハ彼地着之上、匆々不一

七月廿二日朝 定一拝具

尊大人様膝下

再啓、謙彬義爾後如何致し居候や、今日之時勢奮発スレバ独立ハ出来候者、且ツ北海道ハ其ニハ適當ノ場所故へ何分彼地二十年位ハ罷居リ奮発勉強立身ノ実功ヲ相立ツル方本人他日ノ為メニ可相成ト相考へ候、志シ未ダ成ラズ半途ニシテ帰郷ハ本人ノ為メニ決シテ相成ラズ候ト信ず○堀割ノ事ハ岡部充分尽力之筈ナリ、若シ岡部不尽力ナレバ山口ヲ以テ同人ニ御忠告相成ル方宜敷カラン○広告料御払被下度候、併シ是ハ小子出発之事ヲ福井新聞ニ広告セシ代価之事ナリ、鈴承知ナリ

以上二つの書簡には彼の留守中郷宅における家事向一切についての配慮とまた父仙十郎への気くばりとが綿々と述べられているとともに今後における自らの政治生活に対する抱負が^{いき}生々と述べられているのである。まさに外遊出発時の彼の気負いといったものを読みとることが出来よう。

さて、舞台は彼の欧米での2年数ヶ月の間における杉田家の状況に移る。とりあえず『鶉山詩鈔』に収録された「欧米漫遊雜吟」により彼の欧米行の旅程を掲げておこう。

19.7.22 横浜発桑港へ ⇒ 紐育

11.6 紐育 ⇒ 英国

20年中倫敦

21.4.2 倫敦 ⇒ 欧州大陸 ⇒ 巴黎

4.20 巴黎 ⇒ 伯林

5.18 馬耳塞 ⇒ 日本

6.26 下関

一方、鈴は定一の渡欧後波寄における生活をしばらく続けることになる。そして明治20年（1887）

2月長男^{とおし}遠を出産した。遠と名付けたことのなかに遠く海外に離れ住むこととなった定一夫婦ならびに父仙十郎の思いがこめられていなかっただろうか。そして更に7月に和を病で失うことになった。この間の消息については明治20年9月13日付の在ロンドンの定一から鈴に送られた書簡の内容がよく物語ってくれよう。これは福井県文書館所蔵の杉田文書（池内啓収集（杉田家旧蔵）文書）にある「杉田仙十郎文書控」のなかに見出されるもので、先に拙稿のなかでも引用しておいた¹³⁾。やや長文であるので、その初めの一部のみを再録しておこう。「拝啓八月二日附貴墨接手 久々之来状故喜ンデ相披キ候処、何図ン和子病死ノ兇報ニ而天涯万里殊ニ傷心之至リ、然シ死者再ビ回シ難シ、今後ハ唯ダ存者之養生長命是祈ル 昨年来杉本叔父岡部御隠居久保老母及市次和子ノ五兇報ニ接ス何ゾ其レ不幸ノ多キ、願クハ以来此兇音ニ接セザランコトヲ、夫レ死ハ人ノ免レザル所ト雖トモ其長短夭老ハ平生ノ撰生如何ニ在リ、各位願クハ充分撰養自愛アランコトヲ○遠ノ写真一葉御送り被下度候（中略）生帰朝之処ハ半途ニシテ帰省シテハ其功ナキニ付可成永ク滞在深ク当地ノ事情ヲ視察且英学ヲ充分研究イタシ度心組ニ有之、再遊ハ中々容易ニ非ザルナリ（後略）」引用した文面のみを見ても彼の海外にあっての新知識吸収の意欲と家族の不幸に対する悲哀の入り混じった心情ならびにまだ見ぬ長男への思いが、そして新妻への細やかな愛情がうかがわれる。そしてこの控のあとに朱書で、「此本紙西京廿五組柳馬場夷川上ル五町目拾番地室喜三郎方ニ而杉田鈴寄宿所江送ル」とある。このことによって分るごとく鈴は定一の留守中に長男遠を生み長女和を失った後、おそらく生活の転換をはかるべく舅仙十郎とまたおそらく藤田の父とも相談の上で教師生活と年来の英学学習のために、更には病弱の遠に対する良医を求めるべく京都に赴くことになった。そして鈴の在京中定一よりの鈴宛の書簡ならびに書簡写が仙十郎より鈴宛に送られ、また仙十郎と鈴との間に書簡による交流が始まることになったのである。

以下しばらく外遊中彼から鈴に宛てた書簡数通をあげておこう。なお、それらの一部は『史料集』に収録されているが、また『杉田文書』のなかに父仙十郎が定一よりの書簡を筆写した綴が残されており、そのなかの鈴宛のものを紹介しておくことにする。先ず『史料集』にあるものは下の6通である。

史料9 明治19年8月9日付 サンフランシスコ到着につき通知（『杉田文書』028-137-020-001）

史料10 明治19年8月18日付 通信の要求及びサンフランシスコ市況に関するもの
（『杉田文書』028-137-017-001）

史料11 明治20年4月15日付 米国見聞より一家維持に金儲けが肝要との内容
（『杉田文書』028-137-021-001）

史料12 明治20年4月22日付 英人と比較し日本人に運動を奨励する内容
（『杉田文書』028-135-031-001）

史料13 明治20年6月4日付 養蚕の重要性を実感したことの報告
（『杉田文書』028-137-001-001）

史料14 明治20年8月23日付 ロンドンから近況を知らせるもの（『杉田文書』028-137-018-001）

史料9は8月8日に桑港に無事到着したことを翌日早速に妻に報告するといった極く当然の内容のものであるが一応桑港の気温と景況を知らせ「何事モ是モ欧文ナリ、余モ此行英語ノ出来ザルニハ実

ニ困入り候、故ニ必至ニ語学ヲ研究ノ積ナリ、卿ニモ閑マニハ稽考有之度候、実ニ今日之世界英語が出来ネバ癡人ナリ」と鈴の英語学習を奨励している点むしろ微笑しいものがある。続いて**史料10**は一応桑港の生活事情を細かく報じ、鈴からの返信のないことを訴え「尊大人御起居如何、大切ニ御介抱是祈ル、和子如何、此頃小子下宿ノ隣室ニ米人夫婦連ニテ来リ、一二歳ノ小兒有之、毎夜泣ク毎ニ和子ノ事ヲ思ヒ出シ候、大切ニ養育有之度」と一人の父親としての心情を吐露しているのである。**史料11**は「且卿ニハ安産、親子共息災之趣承知、欣喜千万〇杉本真様ニハ御長逝之趣、驚入候」と長男達の出生を賀し、親戚杉本家の不幸を驚いていることが書かれ、また欧米旅行の経験として金銭の重要なこと今更ながら述べているのである。続いて彼は明治19年（1886）11月米国を離れ英国倫敦へと移り、明治20年の一年間は倫敦に滞在、明治21年春欧州大陸へ渡り巴里、伯林に遊び、明治21年6月に帰国するのであるが、その倫敦滞在中数多くの便りを故国宛に出しており、次の3通も倫敦滞在中のものである。**史料12**は「和子も逐々成長ノ趣欣喜候」と書き、運動が小児の成長に利あることを強調する。**史料13**においても「何分ニモ先般来申越ス通り経済独立ガ肝要ナリ、金ナケレバ百事業ナラズ候、余ハ両親大切、小兒愛養、且親族諸君ニ宜敷」と一家経済の独立と一家親和のことが強調されており、次で「四郎君ヨリ未ダ送金到着セズ、如何ヤラト案候、日夜相待候、尚ホ卿ヨリモ四郎君ニ至急送致取計被下様御通信被下度候」とあり、欧米旅行の費用の可成が藤田家の支援によるものであることを思わせるものがある。**史料14**に「此間四郎君ヨリ為替五百五拾〇送致相成候〇四郎君ハ奥国ヴヤナ在勤被申附候趣新聞ニ而承知、好都合ト存候」とあり上記のことがうなずかれようか。また「小子モ昨年本国ヲ出シヨリ既ニ満一年余ニ相成リ、此間必至勉強、此頃ニ而ハ先日用ノ言語相通ズルニ至リ、今半途ニシテ帰国シテハ其功ナク、且実地之事情モ可成詳密ニ取調度、因而可成ハ久敷滞在イタシ度心組ニ有之候」と滞在が長期に渉ることの決意と、そのことの了解を鈴に求めているものであり、この後先に引用した9月13日付にあるごとく和の死を知ることになる。次に仙十郎が筆写したものの内鈴宛の書簡を紹介しておくことにする。

史料15 明治19年11月17日付 鈴宛 定一書簡（写）（『杉田文書』028-071）

拝啓、米国ニウヨルクヨリノ書面落掌ナラン、生去ル六日正午同地出發当英国リパプール港ニ過ル十三日曉着セリ、此間則チ有名ノ大西洋ニシテ里数三千英里、大平海トハ違ヒ風波荒ク船客多クハ酔ヘリ、併シ此船ハ頗ル神送ノ船ニテ一日四百四十英里^(ママ)モ奔ルナリ、ツバプールヨリ当倫敦迄ハ百英里位^(ママ)ノ隣五時間ニテ着クナリ、生着スルヤ停車端近辺ノグランドホテルニ宿セリ、当宿ハ頗ル大ナル者ニテ屋下ニステーションアリ馬車道アリ、数百ノ客堂楼上楼下ニ羅列恰モ一軒ノ宿屋ニテ一町内ノ如シ、扱々当地ハ世界ノ大都故繁花雑沓固ヨリ、無論鉄道ハ地中ヲ縦横無尽ニ通シ、市街ハ馬車往来織ル如ク容易ニ街路ヲ横ギル能ズ、人口ハ五百万ニシテ実ニ深大ナル者ナリ、本日ハ彼ノパアーレメント国会議事堂倫敦橋等ヲ一覽シタリ、パアーレメントハテーフス河ニ添ヒ頗ル水弘、倫敦橋ハ評判トハ少サシ、〇扱て日本ニ庶人ガ洋行スレバ嘸ゾ愉快ナラント思フナレトモ愉快ヨリハ却テ苦痛多シ、其苦痛ハ第一ハ欧米諸国ハ黄金世界ニシテ一町人モ彼ノニウヨルクニ於テ有名ナルパンタビールノ如キ三億万円ノ身代、此他千万ヤ二千万億ノ身代ハ林ノ如ク、日本ノ歳丈^(ママ)ケ一町人ニテモ持ツモノ沢山アル故ハ日本ノ如キ貧乏国ヨリ来ル実ニ縦令数千数万ノ金ヲ持ツモ、当国ノ貧乏人同様ニテ万事万端入費ノ過多ナルニ苦シムト、且ツ言語ノ不過程苦シキ者ハナシ、生モ此行彼行ニテ東西南北言語ノ不通ニハ実ニ困却セリ、最モ日本ニテ変則ハ無論正則ヲ踏ミシ者モ初メハ右ニ困ル様子ナリ、況ンヤ生ノ変正両則六ツケ敷ニ於テヲヤ、生ノニウ

ヨルクヨリ当地ニ来ル船中車上当地ノ人親切ニ教ヘ呉レ、意外ノ好都合ヲ得タリ、且又苦痛ナルコトハ米欧諸国ハ儀式外形ヲ重ンズル国ニテ衣服頭髮鬚髯^(カ)ノ粧飾ハ無論食事ニモ歩行ニモ何ニモ簡ニモ儀式ノミニテ日本ノ如キ簡略ナルモノニ非ス、実ニ其窮屈言フニ云ハレズ、最モ婦人ニ対シテノ礼儀ノ盛ナルニハ甚ダ閉口スルナリ、且又当地江馬車^(ママ)氣車ノ往来間断ナキ故、道路少シモ油断ナラズマゴ々々スレバ直グ引キ倒サル、者少ナカラズ、実ニ不慣^(カ)ノ者ハ危険千万ナリ、且米国ノ如キハ数千里ノ荒原ヲ過ル者故、往々氣車中賊難アル様子ナリ、当地形況ヲ逐々ニ報道スベシ、併シ日本ニテ手紙ヲ認タ、ムルハ雜作ナケレトモ、当地ニテ書状ヲ認タ、ムルハ実ニ手数万々ナリ、如何トナレバ寸陰モ各自ノ事業ニ閑断ナケレバナリ、御推察被下度候、○扱て方今日本ノ不景氣一変米国行スルモ費用容易ナラザラン、生此般米国ヲ一覽シ加フルニ欧州ニ来リシ故ヘ実ニ費用多端ナリ、併シ生モ此行ハ実ニ畢生ノ奮発決断ナリ、御推量有之度候斯克出懸シ上ハ充分ニ目的ヲ達シ度キ者ナリ、実ニ欧米ハ一杯ノ茶一杯ノ水モ唯ダッ金ノミナリ、○国元ヨリ未ダ一度モ通信無之甚タ案シ居候也、当方ヨリ書状日数ハ大体五六十日相懸ルベシ、日本東英新聞面ニ欧州出帆日限掲載有之、右日限前十日其前出セバ出帆ノ間ニ合ウナリ、出ダサレバ延着スベシ、生ヘノ通信ハ当地日本大倉組支店迄差出ス方宜敷候別紙ノ通りナリ、御両親御起居如何先津ハ御自愛万々余ハ後信 匆々不尽

英国倫敦

十一月十七日 定一

西君御親族諸君ヘ宜敷

杉田 鈴殿

史料16 明治20年5月4日付 鈴宛 定一書簡(写) (『杉田文書』028-071)

各位益御清康謹賀々、小子無事罷在候、当地ハ時候、遂々暖氣ニ向ヒ候ヘトモ、時トシテハ急ニ寒ムク不順ニ有之候、各公園地ノ樹木ハ此頃ハ若芽ヲ含ミ我初夏ノ景色ニ同ジ、一体当地ハ春ト雖トモ別段花木ヲ見ズ、一寸言ハゞ冬ヨリ夏ニ直ニ飛移ル者ノ如シ、我邦ノ梅桃桜等ノ花ハ一向見受ザルナリ、公園地ニハ唯ダ草花アルノミ故ニ景色杯ハ日本トハ悪シ、且又当地ノ人ハ毎日々商売営業ノミニテ山水花月ノ景色ヲ愛スル者ハ更ニナキナリ、是畢竟其富ヲ為ス所以カ、当地ハ此頃ハ日ハ朝四時ニ出テ晩八時過ニ没スル也、我盛夏長日ノ時ノ如シ、○当地ノ人ハ一体ニ音楽ヲ嗜ミ老若男女ノ別ナク大体皆ナ音楽唱歌ヲ為サルナシ、此間当地アルバルトホール(音楽堂)ニ於テ音乐会アリタルニ付参リタリ、右アルバルトホールハ今女王ノ婿君ノ在世ノ時建築セシ者ニテ、其場所五万ノ人数ヲ容ルニ足ル広大ナル者ナリ、蓋シ世界無類ト云フ、当日ハ聴衆堂内ニ充滿小子ハ唯ダ形容ヲ見ルノミニテ其音楽唱歌ハ心残ザルニ付更ニ分ラズ、併シ間ニ一人ノ男子又ハ一人ノ婦人ニテ唱歌セシ者アリシガ、其音声斯ノ如キ広大ナル堂内ニ響渡リ一体ニ善ク聞コヘタリ、聞ク是ハ屈指有名ノ唱歌人ナリト、小生歌ノ善悪ハ分ラザレトモ日本人ノ体力ニテハ迎モスノ如キ大声ハ発スル能ハザルナリ、一体ニ当地ノ人ハ無益ノ驕奢ヲ為サズ^(興カ)遊教ニハ音楽運動等ヲ為ス者ノ如シ、我日本ノ飲食ニ耽ル如キニ非ザルナリ、○先日来ハ自由党ノ国會議員等ガ処々方々ニ於テ愛其蘭鎮圧案攻撃ノ演説アリシガ、此七日ニハ保守党ノ現今總理大臣ソウスベリー公始メ他大勢ノ人ノ演説アルニ付小子傍聴ニ参ル積リ也、実ニ当地ハ言論集会自由自在ノ国柄ナリ、羨山敷者ニコソ、当地国會議員タル者ハ皆ナ数千万ノ金持ニテ貧乏人ハ更ニアラザルナリ、故ニ身内閣ニ入り大臣トナルモ議論合ハザレバ直ニ退ク、是其進ニテ給料ニ因ラザルモ退テ立派ニ生活ノ財産アルヲ以テナリ、故ニ当地ハ富メル者ハ仮令不才雜学ナルモ志ヲ得、貧ナル者ハ英雄豪傑ト雖トモ一生其頭上ラズ、則チ貧富懸隔ノ弊非常ニ甚シク、故ニ貧乏人ハ皆ナ多ク重米利加ナリ濠州ナリ印度ナリヘ出懸ルナリ、何ハ兎モアレ今日ノ世界ハ実ニ黄金ノ世界ナリ、

金ナケレバ一隅ニ卑屈シ金アレバ全地球ニ雄飛スルナリ、英国政府ノ歳入ハ八千九百九万二千八百八十三磅余ナリト云フ、日本ノ貨幣ニテ五億四千万円程ニ当ル、聞ク海軍一省ノ入費ハ日本ノ歳入ヲ出ヅト、而シテ此政府ノ歳入ハ内国人民ノ租税ノミニシテ属国ノ分ハナキナリ、実ニ非常ナル者ナリ、当地生活ノ度数ハ日本東京ニ於テ一ヶ月ノ費用ガ当地ニテハ尙週間ニ入り、東京ノ一年ノ入用ハ当地ノ一ヶ月ニ入ルノ割合ナリ、実ニ東西貧富懸隔ノ甚キ驚クベ又タ嘆スベシ、余ハ後信御自愛万々不宜 倫敦 定一

五月四日

杉田 鈴殿

史料17 明治20年9月24日付 鈴宛 定一書簡（写）（『杉田文書』028-071）

拝啓、当方ヨリ毎便発之書状一々御落掌ナラン、貴方ヨリハ免角消息無之当欧州杯ノ風俗ニテハ夫妻天涯万里相隔居スルニ於テハ互ニ絶ヘズ通信往復スルヲ以テ其間ノ義務ト為ス者ノ如シ、免角日本ニ居ル人ハ外国江出ス手紙ハ立派ナ事デナケレバ出ス事能ハザル様ニ六ツケ敷思フカナレトモ、外国ニ在ル者ハ却テ六ツケ敷改マツタ事情ヨリハ其故郷ノ親戚朋友等ノ事ヲ聞クガ面白キナリ、内地ノ事情ハ新聞ニテ時々拝見イタスニ付、以来時々絶ヘズ国元則チ福井県内ノ事情ヲ御郵道被下度候、○別紙御一覽之上山本之方江御郵道相成度候、最モ以前及向後共生ノ姓名ハ無論出サル筈也、右御注意迄、○先便申送候小兒虫氣手当之事河野高桑氏等ニ相談相成候や、余ハ御両親始各親族諸君江宜敷勿々不宜

九月二十四日発 米便

在倫敦

杉田 鈴殿

再啓山口君江面会之節宜敷矢尾江モ同断

史料18 明治20年10月22日付 鈴宛 定一書簡（写）（『杉田文書』028-071）

拝啓、九月四日附貴墨十月十七日着此日数凡四十四日程ニシテ延着ノ者ナリ、大体米国桑港ヲ経ル便ハ三十三日加奈陀ヲ経ル便ハ二十七八日ニテ横浜ヨリ当地ニ着スルナリ、而シテ桑港便ハ毎月二三回加奈陀ハ一二回（是ハ不定ナリ）、何レモ其出港日限ハ東京各新聞ニ公告アル筈ナリ、因而貴方ヨリノ出状者右横浜出帆日限前七八日ニ御出シ相成レバ出帆ノ間ニ合フナリ、右御注意迄、○各位益御安康之趣欣賀々々生無事勉学罷在候、○遠ノ写真未ダ四郎君ヨリ送致無之、四郎君ハ唯今頃ハ航海中ナラント想像ス、併シ同君到着相成ルモ奥国故ヘ当方トハ懸隔ニ付面会ハ六ツケ敷ト存候、○山口君旅行之趣帰路之節者直様御報道被下度候、○先般申送り候小兒急病之節治療方法河野高桑君等ニ御相談相成候哉、因ニ云フ日本ハ医学各学問中一番ニ進歩セシ者ナリトノ外国ノ評判ナリト、○今便絵図八枚尊大人江郵送イタシ候、右之内尊大人御好ノ分丈ケ御選ミ取り、余ハ久保ニ岡部ニ矢尾ニ杉田杉太郎ノ四氏ニ御分配相成度候、遠方ノ郵道故ヘ道中定荷破損ト案事候得共、各絵図ハ別ニ送致候也、○国元事情絶ヘズ時々御報知被下度候、余ハ御自愛且家事大切是祈候勿々不尽

十月廿二日倫敦発 米国便 さだかず

杉田鈴殿

再啓本日ハ朝来深霧愈漂知尺弁ゼズ瓦斯ヲ点シ候也、○先便申送り候通り生可成永ク当地ニ滞在之積リ也、帰邦之節ハ旅費等久保山口君等ニ相談有之度候也

史料19 明治20年11月25日付 鈴宛 定一書簡（写）（『杉田文書』028-071）

第二回

去日当地着ノ拙簡差出セリ落掌ナラン以来当地第一発ノ信ヲ第一回トシ順ヲ逐テ回号ヲ記載スベシ、米国発ノ分

ハ此外ナリ、且ツ貴方ヨリノ書信モ番号ヲ記載アランコトヲ、併シ貴方ヨリハ未ダ一回モ通信ナキナリ、尊大人及各位且小児起居如何、天涯万里日夜懸念スルナリ、願クハ時々音信アレ、当地別条ナシ何分ニモ世界之大都会故ヘ市街ノ往来モ容易ニ分ラズ、当地ハ製造所気車等ノ蒸氣ニテ毎日殆ンド晴天ヲ見ズ、且ツ夜ノ明ルハ遅ク日ノ晩レルハ早く、此頃ハ四時過グレバ燈明ヲ点ズルナリ、歐羅巴諸国ハ知ル□下□□和ノ様子ニテ余モ下宿シ居ルナリ、日本ノ下宿杯トハ違ヒ誠ニ信切鄭寧ニテ食事等ハ家族ト同様ニ食スルナリ、入費ハ桑港ノ如キ類ニ非ズ当地ハ甚ダ高シ普通平均壺ヶ月百円程ハ入ルナリ、当地ハ米国杯トハ違ヒ貴賤上下ノ差別甚シク一寸云ハバ封建ノ有様ナリ、当地ヨリ仏蘭西ノ巴里^{パリ}ハ朝出ニテ晩ニ着クナリ、余モ茲迄来リシ以上ハ欧州諸国ヲ他日一遊シ度キ積リナリ、当地ハ陸ハ気車アリ水ハ気船アリ千里二千里ハ二三日ニテ着クナリ、実ニ便利ナル者ナリ、○先日ノ便及ビ今回ノ便ハ印度海ヲ経ル者故ヘ五十日程懸ルベシ、印度海通行便ハ毎金曜日ニ発スルナリ、桑港通行便ハ一月二三回ナラン号ハ先甲□道四十日位ナリ、余モ近ころ至ツテ壮健ナリ御安慮アレ 勿々不尽

十一月廿五日

英ロンドン 定一

杉田鈴宛

再啓杉太郎君始御親類諸君へ宜敷岡部へ宜敷

史料15は倫敦着後大都会の事情を先ず報じ、金のかかること、言語不通の困難などを訴え、特に欧米の風俗習慣の日本との差異を説明、更に外遊での諸覚悟をあらためて述べている。**史料16**は倫敦の体験を報ずるなかで鈴の興味を引くことを意識しながら選んでいる様子が見え、また金が支配する西欧での実状を繰返し強調しており、**史料17**は国元、特に鈴よりの来信のないこと、詰り故国の日常生活事情の報告を期待している。おそらくこの前後しばらくは鈴の京都行などの事情で彼女よりの音信が途絶えていたものと考えられる。**史料18**はここでも故国よりの便りを待ち、遠の写真のことにふれ、子供の急病の節の処置を述べるなど故国の状況に深い関心のある点が良く見えよう。**史料19**もまたしかりである。

全般に故国を思いまた故国よりの便りを待つ心情とまた若干の外国生活での違和感がただよっているように見える。

以上見て来たように定一より鈴宛の数々の文面は、結婚後種々の経緯のあったものの、そこには一応婚後2ヶ年の歳月を経、且つ子供をもうけるに至ったことのなかに、ようやく兩人の間に夫婦としての糸がしっかりと繋がりを得たともいえる状況が垣間見えよう。

先にふれておいたように鈴は定一の不在中明治20年（1887）の9月頃から京都での教師生活を送ることになった。そしてそれは定一の帰国が予定された明治21年の3月末までとしており、その後は帰郷の上福井の坂井郡内へ転任し、教師生活を続けるつもりであったようである。これの顛末については『杉田文書』のなかにある仙十郎の「明治廿一年諸当座留簿」のなかの諸文書が明らかにしてくれる。そしてそのなかには数通の仙十郎と鈴との間に交わされた書簡写がある。今それらを読む時、仙十郎と定一ならびに鈴との間に交わされたさまざまな心情が見え、またこの間、特に仙十郎と鈴との嫁、舅の間のつながりも漸次濃くなって行くことが読みとれるのである。以下それらを引用しておこう。

史料20 明治21年3月15日付 鈴宛 仙十郎書簡（写）（『杉田文書』001-016）

先日ヨリ度々申越候通り道中遠ノ養生入念、定一より之書面近々鈴子帰宅ノ事故不送ト存候処、思イ附候ハ此手

紙ハ西京之しるベノ人ニ為見咄候テモ宜クト存相送り申候、宅ニハ本紙有之候間此分西京ニ残シ置可ク、帰国之節扇面宜方珍敷分ヲ少々買求メ持帰り候而ハ如何、坂井港借宅之義モ色々心配致、久保庄太郎氏十二日坂井港江用向在ルニ付我等宅江立寄、其節近藤藤五郎氏ト万事談被下候様依頼ヲ致シ、尚坂井港ニ而モ親類始メ一統帰宅相待申候、敦賀港末広町九十一番地寓杉田正寅武生酒造家松坂屋貞左衛門ハ随分大家自分宅ノ孫自分従弟親類之事ニ候得ハ、此方ニ立寄り候様致度又ハ泊り候テモ尚以テ宜ク候

三月十五日

杉田仙十郎

杉田 鈴殿

松坂屋貞左衛門江ハ是非立寄被下度聊カ持参物不入不用

(封筒表) 西京下京区第七組新門前通り大和大路東江入ル西ノ町三拾四番地鎌田せい氏方

杉田鈴殿

文面3月末の鈴の帰郷を心待ちにしている情が溢れ、鈴の帰郷後の坂井港での就職、そのための同港での借家の段取り、更に帰郷の途時親戚に立ち寄り交情を深めて置くことなどが綿々と述べられている。しかし結局は京都府の事情で鈴の帰郷は実現せず、翌明治22年(1889)の春まで延びることになった。それらの経緯については下の3月14日付の近藤藤五郎宛鈴の書簡ならびに3月16日付及び19日付の仙十郎宛鈴の書簡がよく物語っている。

史料21 明治21年3月14日付 近藤藤五郎宛 杉田鈴書簡(写)(『杉田文書』001-016)

逐日春暖相加里候処益々御清安ノ段奉敬賀候、就テハ過ル八日附ノ書留状直ニ拝承難有奉存候、然ル処過般来ノ御厚意ニ対シ既に先般辞表差出シ候処、豈ニ図ランヤ今日ニ至リテ其歎意聞届ケ無之ノミナラズ更ニ京都府幼稚園主任ヲ命セラレ実ニ意外ノコトニテ、右再三内情打説キ是非採用有之度旨申述候へ共一切御採用無之、実ニ困リ入タル次第ニテ如何可致候哉実ニ当惑ノ限リニ存候、玉書中老父ノ病氣云々可申立旨御心添被下小妹モ此ハ誠ニ好都合ト存候へ共能ク熟考仕候処、人ノ世ニ信用セラル、ヤ一々自ラ欺カサルニ在リ、小妹前キニ京都有志者ノ厚意ヲ受ケ今一身ノ都合ヲ以テ斯ク申述ブルハ后日再会ノ時面目如何ト心配罷在候、且ツ定一ヨリ小妹ヲ挖セシ新嶋先生ノ如キモ今少シク学業ヲ修メナバ如何ト勸告セラレタル趣キモ有之、小妹ノ進退誠ニ如何可致候哉日夜心痛罷在候、嗚呼定一既ニ海外万里小妹亦タ何ノ楽ム処アリテ四隣無聊ノ客寓ヲ事トセン、只タ是レオヲ研キ道ヲ脩メ他日地方ノ為メ亦タ国家ノ為メ諸君ノ驥尾ニ附シテ力ヲ尽サンノミ、亦タ諸君ニ対シ其厚意ヲ謝ス可キハ時アルヲ信スル也、時維レ梅花両三枝孤雁一声更ニ亦タ客懷ヲシテ転タ絶ヘサラシムモノアリ、彼レヲ思ヒ是ヲ懷ヘバ心情乱レテ麻ノ如ク書ヤ意ヲ尽ス能ハズ、幸ニ乞フ万御諒察被下度願上候頓首

三月十四日

杉田鈴子

近藤老兄

再伸尚々今一応御地学務課ヨリ当地ノ学務課江照会有之度願上候、將又此為替御預リ置候モ如何ト存候ニ付一先御返却仕置候、乍末筆新部様江モ呉々宜御伝達被成下度願上候又々頓首

史料22 明治21年3月16日付 仙十郎宛 鈴書簡(写)(『杉田文書』001-016)

三月十五日附御書面唯今到着拝見定一様ノ御書面写シ拝見御書面ニヨレバ近日御帰朝ノ由実ニ御目出度次第、屈持無事御帰国祈居候何分前文ノ通りニテ鈴ノ進退困入候へ共双方ニテヒツパリヤヒニ相成候ハ鈴ノ面目此上なき事ト御明め御喜ビ被下度、実ニ当地ノ学務課ニ非常ノ信用ヲ得候次第ナリ、將又定一様近日御帰国ニ相成ル事先達而ヨリ知レ居候ナレバ、帰国ノ方都合宜敷候へ共既ニ当地ニ遅在云々近藤兄江モ申上候次第ナレバ色々ト心ノ

カワルハ面白カラズト存候間、カクハトリキメ候也

史料23 明治（21）年3月19日付 仙十郎宛 鈴書簡（写）（『杉田文書』001-016）

拝啓、先便委細申上候通り鈴帰国ノ手順ニ致シ候へとも当地ノ学務課一向ゆるさず、殊に今月末ニハ十五円ニテ幼稚園主任ニ転任スル様被命候、つゐてハかように当地の人のとめるを無理に辞職するハ不義理の様ニ被存候間、今暫く当地ニ遅在可致候間左様御承知被下度、又新嶋先生の如きも今しばらく当地にて英学修業致候てハ如何ト被申候、つゐてハ坂井港近藤氏江モ書面差出置候へとも御尊大人ヨリモ今一応鈴帰国ハ六ヶ敷旨申来候間、此段御報知申上グルト至極端書差出置被下度願上候、実ハ定一様モ近々御帰朝の様子ナレバ帰国ノ方都合宜敷ト被存候得共、一旦決心致シ近藤氏江モ書面指出シ当地ノ学務課江モ遅在ノ義承知致シ候上ハ、何か故障無之以上ハ変換するハ却テ宜敷無御座ト存候間此儀御推察被下度、定一様の御帰朝ハ何時頃に相成候哉御考の程伺ヒ度候、将又此度御帰国之節ハ随分目^{（ママ）}暁シキ御帰朝ノ手順ニ相成様希望致居候、鈴モ当夏期ニハ必ズ帰国御両親の御機嫌伺ヒ度ト存居候、遠ノ写真近日御送り申上候頓首

三月十九日

杉田 鈴

尊大人様

呉々モ近藤氏江之書面ハ左ノ如く認め被下度願上候

前略過日来ハ鈴之儀に付種々御懇意に預リ難有存候、然ル処今般鈴ヨリ之書面ニヨレバ帰国ハ六ヶ敷旨申来候間左様御承知被下度、且又委曲ハ当人ヨリ申上グベクトノ旨申来候間、此段御報知申上候頓首杉田仙十郎

近藤藤五郎様

右の成行きについて仙十郎の落胆は大いなるものがあったようであり、そのことは下の書簡にまざまざと語られている。

史料24 明治21年3月20日付 鈴宛 仙十郎書簡（写）（『杉田文書』001-016）

三月十六日ノ書面十九日着先達而より之模様トハ誠ニ天地黒白ノ違イニ相成驚キ困リ入候、十六日書面ノ内ニ定一帰朝ト有之何等之相違ニ候哉未タ宅ニハ不存、定一ノ手紙写厚ク披見致ス様、母子時候養生帰国ニ相成候様勘弁可被致、呉々モ坂井港学校江出勤致ス様

三月廿日

杉田仙十郎

文面やや簡略であるものの、定一、鈴夫婦に対する仙十郎の思いが切々とあらわれているとともに鈴と仙十郎との嫁舅の間柄に親密度の加わっている様子が読み取れよう。

かくて一応鈴の在京延期の件が落ち着いたあと在京の鈴に種々波寄での仙十郎の動静が報じられ、それに関して鈴がなにかと処置しているといった2人の間がうまく行っている状況を、以下の内容の文面が物語ってくれるのである。

史料25 明治21年3月30日付 仙十郎宛 鈴の端書（写）（『杉田文書』001-016）

三月廿八日附御端書落掌、御文面之趣キ廿一日附ノ御書面拝見又候廿四日附ノ御書面拝見ノ上直様久保江依頼状差出、且又矢尾江モ謝状差出シ置候間御案心被成下度、早速御報知可申上筈之処下京高等学^{（校）}行生徒大津行大運動会有之、殊ニ鈴モ今月限りニテ来月ヨリ上京江転任スルナレバ写真トル等大混雑ニテ、今日迄延引致居多罪御海容被下度併シ久保江ハ直ニ差出置候間呉々モ御案心被下度

福井県坂井郡波寄村

杉田仙十郎様

西京新門前通

西ノ町鎌田方

杉田 鈴

三月卅日午前

史料26 明治21年4月10日付 鈴宛 仙十郎書簡（写）（『杉田文書』001-016）

端書四月一日着生徒大津行大運動会其世話勤済之上、四月一日ヨリ上ノ京江転任之運び都合大悦、運動会ノ絵入
新聞アラバ遠ノ写真共被遣度、砂子坂清水七五郎妻近々上京ノ由（ママ）ついニ面会可参様子定一ヨリ何之文通不来哉母
子時候養生最大一專要

四月十日

杉田仙十郎

史料27 明治21年4月12日付 鈴宛 仙十郎端書（写）（『杉田文書』001-016）

今十二日朝五時過寅儀婆々医ノ手ヲ不經女子安産、誠ニ安心致シ、尚々其表時候養生動向大切、盗火用心油断無
キ様

四月十二日

越州坂井郡波寄村 杉田仙十郎

西京下京区第七組新門前通大和大路東江入ル三拾四番地鎌田せい氏方

杉田鈴子殿

杉田は欧米旅行を終えて明治21年（1888）6月27日ともかく神戸に帰港した。そして帰港後早々の6月28日栗原を大阪の東雲新聞社に訪ね、栗原、中江、植木などとおそらくその時点での政情について話し合ったものと思われる¹⁴⁾。なお、彼の滞欧中、栗原との文通による彼の帰国後の政界復帰に関する何らかの連絡がなされていたものとも考えられる¹⁵⁾。そして一たんは京都の鈴のもとに帰り妻子再会をした上で7月2日福井に帰り、一泊後3日の午後に波寄に帰郷したのである。おそらく仙十郎の希望した親子3人での帰郷は鈴と遠との事情が許さなかったものと想像される。この辺の消息については前記の「諸当座留簿」のなかの下の方の文面が物語っている。

史料28 （『杉田文書』001-016）

定一七月二日福井泊三日午後帰宅、鈴、遠一日モ早く帰宅可致様遠之養生ハ第一万事入念是有度

西京行き

かくて帰朝した彼を待っていたものは外遊によって高められた彼の政治的識見とそのことによる彼の政局への復帰に対する強い期待を寄せる坂井郡ならびに県下の政界の人々であり、以後しばらく杉田を中心とした福井における政治舞台が展開されることになる。この間の彼の動静について略記すれば、帰朝後直ちに福井における大同団結運動の指導に尽瘁、明治21年（1888）暮に離福、後事を武生の増田耕二郎に托し、福井不在中明治22年1月、県会議員に選ばれ、2月県会において議長に選任、県会議長の資格で憲法発布式典参列のため上京、しばらく在京、3月帰福、しばらく体調不順のため離福、第1回総選挙に備えての南越倶楽部結成を増田に托し、体調次第で離福帰福を繰返し、南越倶楽部結成活動に尽力、10月13日転地療養の名目で上京しているのである¹⁶⁾。以上のごとく彼はこの間しばしば体調を崩し常時福井に滞在することが出来ず、福井での止宿先と鈴の寄居する京都ならびに近郷の湯治場を往復する日々を続けることを余儀無くした。他方鈴はなおしばらく京都での教師生活続け、翌明治22年の3月末か4月初め頃に一先ず遠を連れて東京の藤田宅に移ることになった。そ

して杉田も一応福井での政治活動に結着をつけて上京、しばらく旅宿の後、在京のための諸手続を済めた後、鈴と遠の居る藤田宅に移り住むことになり、以後若干の変動があったが、親子水入らずの生活に入ったのである。

かくて、ともかくも東京での親子3人のかつまた藤田家の庇護のもとに始まった生活は夫婦にとって一種の安らぎを以て迎えられたものと思われる。そのことは次に引用する明治22年（1889）5月22日付仙十郎宛鈴の書簡がよく物語ってくれよう。

史料29 明治（22）年5月22日付 仙十郎宛 鈴書簡（『杉田文書』004-145-004-001）

拝復、先以御双親様益御清穆之段奉大賀候、当地定一樣並ニ遠兩人病氣追々快方ニ向ヒ候兩人無事之段御安心被下度候、尚又謙彬様ニモ御壮健ニテ日々御勤務之段先達テ山口透氏ヨリ承知仕候間御安心有之度候、扱御地方ニハ近頃流行風邪有之八十人余リモ病人ノ由右ハ例ノインフルエンザニ御座候や伺ヒ度、実ハ遠病氣快癒次第婦村致度心組ニ御座候へ共流行病トアレバ此際婦村ハ如何ノ者ニヤ御地ノ病勢模様等御洩シ被下度、尚又御勘考之上其辺御申越之程願上候

藤田老人井上夫婦ヨリモ宜敷先ハ不取敢右御伺ヒ迄 草々頓首

五月廿二日

すゞ拝

御父上様

御母上様 御膝下

（封筒裏）（『杉田文書』004-145-004）

五月廿六日

東京小石川下富坂十八

杉田すゞ

文面定一ならびに遠の近況、藤田家の状況更におそらく藤田四郎の口添による謙彬の官衙雇などのことなど家族の消息のみの内容であり、また婦村延期の報知のみであるが、そこには東京藤田家での生活の安定ぶりがうかがわれよう。

ともあれ定一にとっても第1回の総選挙後国会議員として政治活動を続けるためには在京での生活拠点が必要であり、また福井と東京とにまたがった夫婦生活を続けることにも必要であった。かくて明治22年（1889）秋頃より杉田の藤田家を背景にした在京での生活が根をおろすことになったのである。

明治23年（1890）7月1日、第1回総選挙で晴れて代議士となった杉田夫婦はこもごも福井と東京とをしばしば往復することになる。そしてその間における鈴の内助の功は想像にかたくない。そのことは次に引用する書簡がよく物語っていよう。

史料30 明治23年7月31日付 定一宛 鈴書簡（『杉田文書』004-127-011-002）

拝啓、陳者阿方様ニハ一昨二十九日夜御着京之由電報ニ而承知仕り安心致候、併シ暑氣之折柄御道中ノ御障リモ無御座候哉奉伺候、尚又松平様ノ御葬送ニ御出被成候事と存候 次ニ小女事去廿八日午後三国ヨリ帰宅仕候処、父上様御病氣大ニ快方ニ而桑酒ガ至極御身ニ適ヒ、其翌日ト二日ニ而皆飲尽サレ候程ニテ日ニ快方ニ赴キ今日ニテハ全ク快癒ニ被相成候、尚母上様始メ遠ニ至ル迄一同無異御休心被成下度候、○御申置之件一々父上様へ通ジ申置候、○杉太郎様ヨリハ書付未ダ来ラズ、○約束ノ書面ハ父上ヨリ時々御送り被申候間左様御承知被下度候、○今日ハ只別封壺通ノミ右御送り申上候、先ハ御着之御悦ビ迄余ハ後便 早々頓首

七月卅一日

すゞ拝

定一様

(封筒表) (『杉田文書』004-127-011-001)

東京小石川下富坂町拾八番地 藤田龍蔵様方

杉田定一様 平信 御親披

(封筒裏) 七月卅一日 福井県坂井郡発

また次に引用する仙十郎宛定一の書簡は国会議員に当選直後議会政治家の第一歩を踏み出すことになった杉田のやや高揚した心事が縷々伝わって来るものがあり興味なしとしない。それは

史料31 明治23年9月4日付 仙十郎宛 定一書簡 (『杉田文書』004-106-001)

拝啓、小子着以来同主義合同国会下調等之事ニ付日夜奔走為ニ寸暇無之不図御無音申上候次第御海容被下度候、当地ハ既ニ二十日余モ降雨勝ニ而恰モ梅雨ノ如ク、風説ニ因レバ函根ヨリ西ハ降ラザルモ東ノミナリト果シテ然ルヤ貴方ハ如何、作体ハ何レモ大体宜敷趣

コレラハ当地ハ極少々ニ而目下之処ニ而ハ蔓延之勢無之先安心仕候貴方ハ如何、コレヲ予防ニハ第一水ヲ飲マザルガ宜敷趣故ニ水ガ飲ミタケレバ一旦沸カシテ飲ムガ善イトノ事、大坂ハ大分猖獗之趣ナリ御注意有之度候、却説藤田四郎モ此十二三日ニ帰朝トノ事、且小子モ宿屋住居ニテハ不都合ニ付借家候処、毎日他出ノミニ而留守居人ニ困却就而ハ鈴ヲ御遣ハシ被下度、最モ小子年中滞京ノ積リニハ無之時ニ帰県イタス積リニ有之候 且国会議員トテモ四年毎ノ改選又解散ニデモナレバ本年限リ、加フルニ随分多入費ニ而手当丈ニ而ハ中々足ラズ謂ハバ名誉職ニテ固ヨリ之ニ安ンズベキ者ニ非ズ、故ニ一家独立ノ経済ガ肝要ナリ、若シ退テ一家独立ノ計ナケレバ進ンデ天下ノ事ヲ為ス能ハザルナリ、大人御老体ニ而御氣之毒ニ候ラヘトモ家事向宜敷御願申上候 小子近来奔走ガ却テ身ノ為メニナリシカ持病モ起ラズ逐々壮健ニ復シ候、大人御起居如何無病御長命奉祈候、謙彬ニハ先般面会イタセシモ此頃相遇ハズ多分壮健ト存申候 先ハ右迄 勿々頓首

九月四日

定一

尊大人様

以来御書状ハ左之処迄御差出相成度候

東京赤坂区赤坂新町壱丁目十五番地寓 杉田定一

九月末カ十月始頃県庁又ハ政府ヨリ議員招集状到着候ラハ、直様当方へ御廻送相成度候、小子ハ目下当地旅行滞在中ニテ決シテ寄留ニハ無之候間、右御承知置キ被下度候 因ニ云フ旅行滞在ナレバ宜シキモ、寄留トナレバ其本籍ニ於テ選挙権ヲ失ナフナリ

(封筒裏) (『杉田文書』004-106)

九月四日 東京赤坂新町壱丁目十五番地 定一

更に折り返して9月5日付定一宛仙十郎の書簡が福井県文書館所蔵の杉田文書(池内啓収集(杉田家旧蔵)文書)のなかに所蔵されている。その文面は簡略な内容ではあるが一面一人の政治家として一つの峠を超した息子定一を持つに至った一種の満足感を覚えさますものがある。

史料32 明治23年9月5日付 定一宛 仙十郎書簡 (「文書館」A0174-00165)

九月一日相送り候大坂出来日本帝国国会議員雑誌之内ニ定一之履歴有之候分ヲ篤^(ママ)と披見之上お錫ガ写置候 定一之伝壱冊今五日相送り申候間双方見斗ヒ篤^(ママ)と念ヲ入レ改而福井県へ指出可申様可致、其写シ序ニ宅ニ送り可遣、猶呉々モ其表ニおゐて何事モ取調被無念無之様、猶時候養生火賊之要心当方一統無事 県庁より之別紙相送り申

候憲法御發布紀念章廿三年一月十五日頂載四月三日名古屋御夜会、是等之義ヲ重々入念可有之和光同塵之世の中ニ相成難有事

九月五日

仙十郎

定一江

さて、先の書簡にあったごとく定一の要請により、鈴はこの年の10月初めに帰京定一夫婦の生活が借家住いのもとに始まった。そのことは次の仙十郎宛鈴の書簡が物語っている。

史料33 明治（23）年10月6日付 仙十郎宛 鈴書簡（『杉田文書』004-113）

拝啓、十月三日附御書面同五日着拝見仕候処先ニ御両親様御揃ヒ益御清穆之段奉大賀候、当方定一様ニハ此間御上京以来非常ニ御壮康ニ被為入国家之為メ前途ノ御目的ニ尽力日夜奔走致シ居ラレ候、尚愚兄四郎トハ不絶御会合相成居候間御安心被下度候、御申越之通り四郎モ此度ハ大臣ノ秘書官ニ相成候故後藤大臣内閣へ出頭ノ節ハ同人モ随従致シ候様子、夫故万事都合宜敷呉々モ御安心被成下度候、遠ハ上京以来発熱都合毎度有之併シ差シタルコトモ無之、其日ノ中ニ恢復先頃ヨリハ至ツテ壮健家ノ内ニテ独り遊び致居候牛乳毎日半合ツ、飲ミ居候、小石川老人モ老て益々壮ニ相成和歌詩文ノ外晴天ニハ下婢老人ヲ伴ヒ諸所散歩致居候、新潟札幌ヨリモ不絶来信四郎スゞ兩人久々ニテ帰京殊ニ遠ニ面会シテ一層悦ビ居リ候、東京ハ四五日前ヨリ降雨打続キ鬱陶敷米価少々高値ニ相成天気上リ次第遠ノ写真ヲトリ貴方へ御郵送可仕候、○下婢ハ小石川藤田へ針仕事ニ参リ居候者ニテ至ツテ正直ナル者ナリ、又書生ハ過日一寸端書ニテ申上候通り新潟弥彦学校ニ二年程入学仕其後イナカノ教員致居候処此度都合ニヨリ上京致シ小石川藤田へ参リ何処ヘカ僕ニ世話致呉様申居候故幸ナルコトニテ当家ニツカヒ申居候処中々勉強者ニテナマイキノコトナリ、正直ニ有之写シ者ノ間ニハ遠ノモリヤラ教師ヤラ致居候 当地一家ノコトハ万事小石川並ニ四郎ト相談致居候間呉々モ御安心被下度候、○矢尾彰様へモ一寸御尋申上候処皆々御無事ノ由御同慶ノ至リニ候、○当地赤坂ト小石川宅トハ大凡小一里モ距タリ居リ候、○松平康莊様ニハ此度愈御洋行ニ決セラレ候由ニテ家従笹川ト御兩人御馬車ニテ宅へ御来駕ニ相成折節、定一様御不在ニテ不都合ニ御座候、○前拝着ノ報ハ過日端書ニテ一寸申上候御承知ト存候先ハ右御返事迄 草々申上候 頓首再拝

十月六日

スゞ

御父上様

尚々時候不順ニ付皆々様御自愛専一ニ奉祈候御序ノ節安沢矢尾様へ宜敷御鳳声願上候

時は第1回の議会召集を控え、杉田にとっては揚々たる議会政治の前途が横たわっており、鈴もまたようやく政治家の内助の功といったものに自信を持つに至った時期でもあった。文面細々と在京での状況を報告、特に藤田家の様子を細述していることのなかにむしろ杉田家の嫁として自信すら受けられるのである。杉田一家にはしばらく順風満帆といった状況が続いたのであった。かくて、鈴は翌明治24年（1891）2月に次男陶二を出産することになる。そしてしばらく一家は藤田家に寄留することになる¹⁷⁾。

さて、この間鈴は10月頃いつとき波寄に戻り、またすぐに帰京、定一の下宿先に一応落着いた上、牛込区に住むことになる。この間の細かい生活の変化は若干不明ではあるが、代議士としての杉田のあわただしい生活が想像出来る。

史料34 明治（24）年10月29日 仙十郎宛 鈴書簡（『杉田文書』004-048-002）

廿八日電信御落手ト存ズ

拝啓、去ル二十五日武生柳屋へ一泊翌廿六日名古屋品忠方へ一泊翌廿七日午後七時東京新橋へ着直チニ小石川へ人力車ニ而帰宅仕、遠陶二母子三人共途中無難ニ有之候間御安心被下度、定一樣ハ根岸辺ニ御下宿之由ニ而直チニ人力車夫ヲ以テ右御報知申上候処廿八日一番気車ニ而御帰国相成由申来リ、廿八日朝母子三人御目ニ懸リ同日午前十一時之気車ニ而東京新橋御発足御帰県相成候へバ定メシ御面会相成候事と存候、併シ御用向ハ福井ニ有之由ナレバ多分二三日間御在福ト存候 東京老人始メ井上より宜敷四郎ニハ未ダ面会不仕今日新橋之宅へ訪問スル積リ、又御申付之件々ハ何レ定一樣御帰京之後篤と御相談スル積リニ有之候、居宅ハ目下サガシ居候間住所定マリ次第御報可申上候 東地ハ時候少シク暖和ニ而裕にて宜敷朝夕ハ羽織ヲカケテ程能位ナリ、御地ハ定メシ降霰ヲ催シ候ハン向寒之候、呉々御両親様御身御大切ニ奉祈候 東京之景氣ハ追々御報知可申上 右無事着之御報迄草々頓首

廿九日

すゞ大拝

御父上様 御母上様 御膝下

(封筒裏) (『杉田文書』004-048-001)

十一月十二日

東京牛込区市ヶ谷薬王寺前町五十三番地 杉田 すゞ

前記書簡の出された11月12日頃は11月21日に第2議会在召集され海相樺山資紀の所謂蛮勇演説の結果12月25日松方内閣は衆院を解散、翌明治25年(1892)2月15日例の内閣による選挙大干渉のなされた第2回総選挙の行われる直前の時期であった。定一ならびに鈴の東京福井間のあわただしい往復、またその上に住所のあわただしい変更など、彼ら夫婦にとり寧日のない日々であった。

明治25年(1892)には父仙十郎の体調がやや不良を来すことになったようである。このことは次の父宛の定一書簡が暗に教えてくれよう。

史料35 明治(25)年11月18日付 仙十郎宛 定一書簡(『杉田文書』004-145-001-001)

謹啓、近来彼是多忙罷在リ御無沙汰仕候御容体如何ニ御座候や、時下逐々向寒之候御養生専一奉祈候、当方一同無事御安心被下度候 這般脇本村今村七平氏出京一兩日之内又帰県ニ付西洋菓子罐詰一個相托シ福井名村方迄差出ス筈ニ有之候間到着ノ節ハ御風味被下度候、尚又御好ノミノ物アレバ御申越被下度左スレバ幸便之節御送り可申上候 御病氣之節ハ河野院長ニ御診察御頼ノミ相成度候 家内安全無病長命ガ第一ニ有之候
先ハ右迄 匆匆頓首

十一月十八日

定一

尊大人様

再啓小子儀頗ル多忙ニ付鈴ヨリ時々御通信申上ル筈ニ有之候、尚貴方ヨリモ時々御肖息被下度候

(封筒裏) (『杉田文書』004-145-001)

十一月十八日午後

東京麹町富士見町二丁目三十三番地

定一

そして翌明治26年(1893)1月10日、父仙十郎は遂にこの世を去ったのである。

父仙十郎の死はそれまでに徐々にかもしていた定一と異母兄弟謙彬との間の金銭問題に火をつけることになった。以後杉田家は遺産問題をめぐって紛糾を続けることになる。その辺のことについては定一宛鈴の書簡がつぶさに物語ってくれよう¹⁸⁾。

史料36 明治26年2月18日付 定一宛 鈴書簡 (『杉田文書』004-127-011-004)

十一日附書面御落掌相成候や 本日ハ旧暦ノ元旦ニテ候ヘ共忌中故雑煮丈ケ致候

拝啓、本日川端氏御来訪被下其節東京ヨリノ通信ナリトテ北海道ヨリ郵送ノ書面入宅通拝見委細拝承仕候、此書面ニテハ半月カ壹月ノ後ニハ帰国ノ様子就テハ議会議会次第早々御帰国被下様願上候、宅ハ万事市之助様ニ相談致処置致居候尚御帰国ノ節ハ電信ニテ御通報願上候 若越自由新聞同社ヨリ貴方ヘ郵致候や、御在京ハ最早日数少ナキ故国許新聞御覧ナクトモ同社ヨリハ麹町区富士見町宛書面差出居様子、急場ノ間ニあひ兼候様と存候間当分ノ御在所一寸同社ヘ御通知アリテハ如何御参考迄ニ申上置候

二月十八日 別紙老人ヘ御渡シ置被下度候

定一様

すゞ拜

(封筒表) (『杉田文書』004-127-011-003)

東京小石川下富坂町十八番地

杉田定一様 平信

(封筒裏) 二月十七日 福井県坂井郡鶉村波寄発

それは所謂杉田事件の序幕を物語るものであった。ここに来て今これらの書簡を読むかぎり、仙十郎、定一、鈴との間に交わされた様々の交情を知り得ると同時に、定一にとっては一議会政治家への階段を一步步昇って行き、それを実現した日々であり、鈴もまたそのことを助けて自らの女としての成長と政治家の妻としての内助の功を果して行く日々であった。そしてそれらのことは杉田定一の終生父仙十郎の付託に答えんとする姿でもあったのである。

注

- 1) 先に拙稿「杉田定一の一側面」(『福井の文化』第2号、財団法人福井県文化振興事業団、1983年)、「杉田定一の一側面(続)」(『福井県文書館研究紀要』第7号、2010年)がある。本稿はその続編ではないが、とりあえず「杉田定一の一側面(三)」としておく。また杉田定一関係文書は大阪経済大学図書館に所蔵され、同館より『杉田定一関係文書目録』(2007年)が、また同大学日本経済史研究所より『杉田定一関係文書史料集』第1巻(2010年)が刊行されている。以下これらを『杉田文書』『史料集』と略記する。また、以下『杉田文書』に続けて資料整理番号を記し、福井県文書館所蔵池内啓収集(杉田家旧蔵)文書については、「文書館」に続けて資料整理番号を示した。
- 2) 雑賀鹿野編著『杉田鶉山翁』(鶉山会、1928年)。以下『鶉山翁』と略記、571・572頁。
- 3) 『史料集』に翻刻されている。47・48頁。
- 4) 『植木枝盛集』第7巻 日記1(岩波書店、1990年)、336頁、「十七年二月廿七日 杉田定一來る。廿八日 篠田四郎来訪、偕に出で鮫洲に至り、山内容堂墓地に至り梅を見る。」。
- 5) 『杉田文書』004-127-003-013。以下引用の史料はすべて『杉田文書』に所蔵されているものである。
- 6) 杉田仙十郎の履歴書(『杉田文書』007-030-003)のなかに、嫁鈴の記載があり、そこに「一明治十八年九月七日 鈴 任東京師範学校附属小学校訓導 文部大書記官従五位勲四等辻新次奉、一同年同月同日、年俸金百八拾円給与候事 文部省」とある(『史料集』35頁)。
- 7) 『杉田文書』に「東洋学館仮規約一覧」が残っている。『史料集』153～156頁に翻刻されている(『杉田文書』025-002)。
- 8) 『鶉山詩鈔』(1917年)に記載。
- 9) 『日本立憲政党新聞』明治17年11月6日の記事。
- 10) 杉田宛末広の書簡は(明治18年)1月5日付、(明治18年1月)30日付、(明治18年)2月24日付、(明治18年、月不明)14日付の4通である(「文書館」A0174-00158～00161)。なお、杉田定一と東洋学館については別途考察する予定。また末広と学館との関係については、当時の朝野新聞の記事を中心に考察された真辺美佐氏の『末広鉄

腸研究』(粹出版社、2006年)に詳しい。

- 11) 『杉田文書』004-105-001。以下閲覧には供するが掲載が許可されない資料については、資料整理番号を注記することとする。
- 12) 『杉田文書』003-133。
- 13) 「杉田定一の一側面」(『福井の文化』第2巻、1983年)。「文書館」A0174-00219。
- 14) 『植木枝盛集』第8巻 日記2 (岩波書店、1990年)に「第六月 廿八日 福井孝治来る。杉田定一、栗原亮一に静観楼にて会す、中江も亦在り。」とある。
- 15) 仙十郎の「明治廿一年諸当座留簿」(『杉田文書』001-016)のなかに
四月十二日午前大阪栗原亮一氏より之端書左ニ記ス
越前国波寄村杉田定一様 御留守中
大阪東雲新聞社内 栗原亮一拝
御留守中愈御康壯奉賀候、定一君ニも御健全海外御滞在之由此頃ハ倫敦ニ在られ候儀と承知罷在候、小生よりも一寸手紙差上度と存候処住処相知らず、常々ロンドンへハ御手紙差出シ相成候儀と奉存候何処ろ宛ニ致て宜敷候乎、乍御面倒御記シ被下度候也 定一君御令聞ニハ先般御分婉之由奉賀候、此頃ハ東京ニカ又ハ御同居相成居候乎宜敷御申上被下度候也
四月九日
日本公使館宛ニても宜敷哉
大阪堂嶋中二丁目 東雲新聞社内 栗原亮一拝
との書簡写が、またこれに対し精しく杉田のロンドンにおける宛名先、及び鈴の近況について誌した返書の写が残っている。おそらく以後滞欧中の杉田に対し栗原より彼の帰国後の種々の方策などが連絡されていたものと想像出来ようか。
- 16) 杉田帰朝後の政歴については拙稿「第一次福井新聞考—改題から廃刊まで—」(一)・(二)(『福井県史研究』第7号・第9号(福井県、1990年・91年)で詳述しておいた。参照されたい。
- 17) 『杉田文書』003-022-001。
- 18) 『杉田文書』004-127-011-006。